

愛西市告示第1号

愛西市後援等名義の使用承認及び愛西市長賞の交付に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等が行う事業に対し愛西市（以下「市」という。）の後援、共催又は協賛（以下「後援等」という。）の名義の使用承認及び愛西市長賞（以下「市長賞」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が当該事業の奨励の意を表することをいう。
- (2) 共催 市が共同主催者として、財政的支援または人的支援その他の必要な支援をおこない、市が責任の一部を負担することをいう。
- (3) 協賛 市が当該事業の趣旨に賛同し、事業の実施に要する物品等の提供を行うことをいう。
- (4) 市長賞 市が当該事業の奨励、参加者を顕彰することをいう。

(名義の使用等)

第3条 後援等において市長が使用を承認する名義は、愛西市とし、市長賞を交付する場合の名義は、愛西市長賞とする。

2 後援等の名義の使用の承認を受けた団体は、当該後援等の承認を受けた事業に関し発行する印刷物等に市が後援等をしている旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

3 市長賞は、賞状の交付とし、主催者を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて記念品を交付することができる。

(承認基準)

第4条 市が後援等の名義の使用承認又は市長賞の交付（以下「使用承認等」という。）を行う団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校及び学校の連合体
- (3) 市の補助団体又はその加盟団体
- (4) 公共性のある団体、公益法人又はこれに準ずる団体
- (5) 市内を活動拠点とし、市政の推進及び市民福祉の向上に寄与する団体
(所在は市外にあるが、市内における活動実績があり、市政の推進及び市民福祉の向上に寄与すると考えられる事業を実施する団体を含む。)
- (6) その他市長が適当と認める団体

2 市が使用承認等を行う事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 目的及び内容が、市の教育、芸術、文化及びスポーツの振興、市民福祉の増進に寄与すると認められる事業で、公共性又は公益性のあるもの
- (2) 広く市民を対象とする事業で、原則として開催地が市内である事業であるもの。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業の場合は、この限りではない。
- (3) 主催者が参加者から入場料又は参加料等を徴収する事業にあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であるもの

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、使用承認等を行わないものとする。

- (1) 営利目的又は営利的性格が強いもの
- (2) 企業宣伝を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反する又はその恐れがあるもの
- (4) 政治的又は宗教的活動に該当するもの
- (5) 暴力団等反社会的な団体と関係のあるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 活動基盤及び事業目的が不明瞭で業務遂行能力がないもの
- (7) 行政の運営に支障をきたすもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、不適當と認められるもの

(申請手続)

第5条 使用承認等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施日の20日前までに愛西市後援等名義使用承認及び愛西市長賞交付申

請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業を主催する団体の定款、寄附行為、規約及び沿革その他団体の概要が分かる書類
- (2) 役員その他事業関係者の住所、氏名及び役職名が分かる書類
- (3) 事業の事業計画書等事業の目的及び内容が分かる書類
- (4) 事業に係る収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、当該使用承認等の申請に係る他の事業について、当該申請を行った日の属する年度に前項第1号及び第2号に掲げる書類を提出した場合において、その内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

（承認等の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、使用承認等の適否を決定するものとする。

2 市長は、使用承認等を行うことを決定したときは、愛西市後援等名義使用承認及び愛西市長賞交付決定通知書（様式第2）により、使用承認等を行わないことを決定したときは、愛西市後援等名義使用不承認及び愛西市長賞不交付通知書（様式第3）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第7条 使用承認等を受けた者が、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに愛西市後援等名義使用承認及び愛西市長賞交付承認事項変更届出書（様式第4）に当該変更事項を記載して、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が認める場合は、この限りでない。

（承認の取消し等）

第8条 市長は、使用承認等を受けた事業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その是正を求め、または愛西市後援等名義使用承認及び愛西市長賞交付取消通知書（様式第5）により使用承認等を取り消す

ことができる。

(1) 当該使用承認等に係る申請の内容に虚偽があったとき。

(2) 事業内容等の変更により、第4条に規定する基準を逸脱するものとなったとき。

(3) 使用承認等の決定の際に付した条件に違反したとき。

(4) その他使用承認等することが適当でないと認められるに至ったとき。

2 前項の規定により、使用承認等の決定を取り消された団体は、交付を受けた愛西市後援等名義使用承認及び愛西市長賞交付決定通知書(様式第2)及び市長賞を直ちに市長に返還するものとする。

3 第1項の規定により、使用承認等を取り消された場合において、申請者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(事業実施報告)

第9条 市の使用承認等を受けた事業の主催者は、当該事業が終了したときは、速やかに愛西市後援等名義使用承認及び愛西市長賞交付事業実施報告書(様式第6)に、開催要項、プログラムその他事業の実施状況が確認できる資料及び事業収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。